

坂戸市設計等委託業務検査実施要領

令和2年2月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る設計、測量及び地質・土質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査の適正かつ円滑な執行を図るため、坂戸市設計等委託業務検査規則（令和2年坂戸市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の技術基準)

第2条 検査を実施するに当たって必要な技術基準は、別に定める「坂戸市設計等委託業務検査技術基準（以下「委託業務検査技術基準」という。）」によるものとする。

(事前検討)

第3条 検査員は、委託業務の検査に先だち、当該委託業務の内容を検討し、委託業務検査技術基準に基づいて、検査の準備をしなければならない。

(検査の実施順序)

第4条 委託業務の検査は、原則として次の順序で行う。

- (1) 監督員から委託業務の概要、設計変更の有無等について説明を受ける。
- (2) 受注者から委託業務履行上の問題点等について事情を聴取する。
- (3) 契約図書、委託業務検査技術基準に基づいて、成果物等を確認する。

2 検査を実施したときは、注意すべき点等について、受注者に対し講評を行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、委託業務担当課長から検査申出書の提出がなされたとき又は委託業務検査主管課長が必要であると認めたときに実施する。

(出来高検査)

第6条 出来高検査の検査申出書には、監督員が確認した出来高内訳明細書を添付させなければならない。

2 出来高検査は、提出された出来高内訳明細書の内容と成果物とを照合確認する。

3 出来高内訳明細書は、別紙1「出来高の確認について」に基づいて、作成されたものでなければならない。

(検査の中止)

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、

速やかに委託業務担当課長に必要な改善を要請しなければならない。

(1) 業務の履行が不完全で、検査を行うことが不適當であると認められるとき。

(2) その他適正な検査を行うことが困難なとき。

(検査結果の報告等)

第8条 委託業務検査主管課長は、次の各号に該当する委託業務について、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 前条により検査を中止した委託業務

(2) その他特に報告が必要と認められる委託業務

2 検査報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 出来高検査 出来高内訳明細書、出来高・中間・完了検査記録、出来高・中間・完了検査結果報告書及び出来高検査結果報告書

(2) 中間検査 出来高・中間・完了検査記録、出来高・中間・完了検査結果報告書及び中間検査結果報告書

(3) 完了検査 出来高・中間・完了検査記録、出来高・中間・完了検査結果報告書及び完了検査結果報告書

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙1 「出来高の確認について」

- 1 「出来高の確認について」は、出来高検査を行う場合に使用する。
- 2 出来高内訳明細書の作成については、次の事項について十分留意する。
 - (1) 部分払等の対象となる出来高の範囲については、業務の履行済部分で監督員の検査に合格した部分とする。
 - (2) 部分引渡しの対象となる出来高の範囲については、発注者が契約図書等において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分で監督員の検査に合格した部分とする。
 - (3) 出来高基準日は、受注者と監督員で協議して定める。ただし、見込み請求はしないこと。
- 3 その他出来高について、疑義が生じたときは、監督員と検査員が協議の上、決定する。
- 4 検査に準備する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 業務計画書
 - (2) 成果物
 - (3) 打合せ記録簿及び業務記録
 - (4) 出来高率算出根拠